

東日本大震災からの復興に向けた西日本からの第1次提言

西日本経済協議会

北陸経済連合会

社団法人中部経済連合会

公益社団法人関西経済連合会

中国経済連合会

四国経済連合会

社団法人九州経済連合会

東日本大震災は、阪神・淡路大震災より被害規模や被災エリアもはるかに大きい未曾有の災害である。また、東日本の電力供給不足ともあいまって、影響は日本経済全体に広がっている。今後、相当の期間、東日本で経済活動の停滞が生じることは必至であり、日本の中枢を担う首都圏の機能の低下も避けられないなど、極めて重大な危機にわが国は直面している。

このような時こそ、西日本経済界は、被災した地域の復興を支え、経済活動を補いながら、日本経済を力強く支えていく決意である。

そのため、被災地の意向を確認しつつ息の長い支援行動に積極的に取り組むとともに、当面の課題に関して下記のとおり提言をとりまとめ、政府・関係自治体に必要な対策を要望する。

記

1. 強力な執行体制整備

(1) 政府における司令塔「東北復興院（仮称）」の組織化

政府において、被災地域の早期復興と新しい日本の創造に向けた「震災復興基本法」を制定し、東北地域の意向を踏まえて、強力な権限と責任を集中させた司令塔「東北復興院（仮称）」を速やかに組織・設置すべきである。本拠を被災地に置き、被災地の要望等を一元的に把握し、スピード感を持って予算執行や施策の企画・立案等を開していく必要がある。

また、オールジャパンの力を結集し、効率的かつ早期に再生・復興を期すため、西日本から被災地に対する支援窓口としての機能を有する機関（例えば「東北復興院（仮称）西日本本部」）を設置されたい。

(2) 財政健全化と両立する復興財源確保

復興財源の確保にあたっては、日本の危機的な財政状況から、まずは不要不急の予算は徹底的に削減するなど、単純にそのすべてを国債の増発に依存することは慎むべきである。財政健全化と両立する復興財源の確保に取り組まなければならない。

(3) 自治体同士が1対1で支援する「対口支援」の仕組みづくり

今回のように被災地域が広域にわたる場合においては、被災地外の自治体と被災自治体を組み合わせ、責任を持って「1対1」で支援する「対口支援」の仕組みづくりを復興プロセスにおいて拡充すべきである。政府は法制化により財政措置も含めて強

力に後押しすべきである。

2. 福島第一原子力発電所事故の早期収束

現在、事故の収束に向けた努力が各方面で続けられているが、関係者には事態の早期収束に引き続き全力を尽くすことを強く求めるとともに、実施中の対策と進捗状況について正確でわかりやすい情報を国内外に逐次発信・提供してもらいたい。

3. 日本の経済活動を西日本で支えていくために必要な対策

被災地への継続的な復興支援とともに、当分の間、西日本で経済活動を活発化させ、日本の生産や雇用を支え盛り立てるなど、西日本が可能な限り経済面で貢献する必要がある。電力の安定供給をはじめとする必要な対策を政府・自治体に要望する。

(1) 西日本が日本経済を支えていくための供給面に関する政府の情報提供

西日本と東日本の製品別や業種別の供給能力、震災発生後に得られたサプライチェーン情報などから、西日本として日本経済を支えていくために必要な部品、部材、資材等の供給面に関する情報を提供してもらいたい。

(2) 西日本の企業が被災者の雇用を行うことへの支援

被災者の雇用に対する助成金の支援を行ってもらいたい。

(3) 東北・関東の企業が西日本へ一時的に事業シフトすることへの支援

立地のための税制上の支援、工場立地法や都市計画法等の運用の弾力化や迅速な処理、初期の投資資金や運転資金に関する公的金融支援強化などの支援を行ってもらいたい。また、事業シフトの前提となる電力の安定供給確保についても尽力いただきたい。

(4) 部品・資材等の調達や風評被害の影響を受けた企業に対する支援

被災設備の復旧にかかる税制上の支援、金融上の措置など、震災による直接的な影響を受けた被災地企業だけでなく、部品・資材等の調達や風評被害の影響を受けた企業に対しても、被災地企業と同等の支援策を活用できるようにしてもらいたい。

4. 日本ブランドの維持・回復に向けた対応の強化

政府においては、震災からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応について、海外に向けて正確でわかりやすい情報を一元的かつタイムリーに発信するとともに、風評被害の拡大を防止されたい。また、震災後の自粛ムードを払拭し、観光やイベント等の積極的な盛り上げを図っていく必要がある。

(1) 日本製品の安全性周知

政府は輸出品の統一基準に基づく安全証明を強化するとともに、合理的な基準によらず行き過ぎた規制を行う国に対して早急に是正措置をとるよう要請すべきである。

(2) 訪日の促進

政府は訪日ビジネス客・観光客に関し、行き過ぎた「渡航自粛」勧告等の措置を行っている国に対して早急に解除措置をとるよう要請すべきである。